別表六の二（五）付表　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

各連結法人における試験研究費の額		1	円	個別税額控除割合の計算	開始した連結事業年度の場合	(8) ＞ 5％の場合 $\frac{9}{100}+((8)-\frac{5}{100})\times0.3$ （小数点以下3位未満切捨て） （0.14を超える場合は0.14）	11	
各連結法人の試験研究費の額の合計額 （各連結法人の(1)の合計）		2				(8) ≦ 5％の場合 $\frac{9}{100}-(\frac{5}{100}-(8))\times0.1$ （小数点以下3位未満切捨て） （0.06未満の場合は0.06）	12	
特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(七)「3」}}{\text{別表六の二(七)「1」}}$		3			連結親法人事業年度が平成31年4月1日前に	個別税額控除割合 (11)又は(12) ((6)＝0の場合は0.085)	13	
各連結法人における特別試験研究費対象金額 （別表六の二(七)付表「1」）×(3)		4	円		連結親法人事業年度が平成31年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合	(8) ＞ 8％の場合 $\frac{9.9}{100}+((8)-\frac{8}{100})\times0.3$	14	
各連結法人における差引試験研究費の額 (1)－(4)		5				(8) ≦ 8％の場合 $\frac{9.9}{100}-(\frac{8}{100}-(8))\times0.175$ （0.06未満の場合は0.06）	15	
個別増減試験研究費割合の計算	各連結法人における比較試験研究費の額 （別表六の二(九)「5」）	6				(6) ＝ 0の場合	16	0.085
	個別増減試験研究費の額 (1)－(6)	7				(10)＞10％の場合の控除割増率 $((10)-\frac{10}{100})\times0.5$ （0.1を超える場合は0.1）	17	
	個別増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8				個別税額控除割合 ((14)、(15)又は(16))＋(((14)、(15)又は(16))×(17)) （小数点以下3位未満切捨て） (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	18	
個別試験研究費割合の計算	各連結法人における平均売上金額 （別表六の二(九)「10」）	9	円	個別税額控除相当額 (5)×((13)又は(18))			19	円
	個別試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	10		各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 （各連結法人の(19)の合計）			20	
				試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額 （別表六の二(五)「24」）×$\frac{(19)}{(20)}$			21	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）